

ファシズム期の国家と社会

4

戦時日本の法体制

東京大学社会科学研究所 編

東京大学出版会

執筆者(執筆順)

(執筆時)

渡辺 洋三 (わたなべ ようぞう)	東京大学社会科学研究所教授
利谷 信義 (としたに のぶよし)	東京大学社会科学研究所教授
渡辺 治 (わたなべ おさむ)	東京大学社会科学研究所助教授
奥平 康弘 (おくだいら やすひろ)	東京大学社会科学研究所教授
本間 重紀 (ほんま しげき)	静岡大学人文学部助教授
小田中 聰樹 (おだなか としき)	東北大学法学部教授
松井 芳郎 (まつい よしお)	名古屋大学法学部教授

戦時日本の法体制

〔ファシズム期の国家と社会 4〕

1979年12月10日 初版

1980年6月10日 第2刷

抜印
廃止

◎ 編著者 東京大学社会科学研究所
「ファシズムと民主主義」
研究会

発行者 江 村 稔

発行所 財団法人 東京大学出版会

112 東京都文京区本郷 東大構内 電話 (811)8814 振替東京6-59964

大日本法令印刷・牧製本

3330—35041—5149

刊行にあたって

本書は、東京大学社会科学研究所が一九七三年から五年間にわたって従事してきた共同研究「ファシズムと民主主義」の成果の一部である。法学、政治学および経済学の諸分野を専攻する所員からなる当研究所は、社会科学にとって共通の重要な課題を選定し、これを全所的規模で数年間にわたって継続して共同研究をおこなう方式をとってきている。こうした共同研究の成果として、『京葉地帯における工業化と都市化』（一九六五年）、『基本的人権』（全五巻、一九六八～一九六九年）、『戦後改革』（全八巻、一九七四～七五年）が公刊されている。本書の刊行も、これらの仕事とおなじ性格のものである。

私たちは、先に「戦後改革」を共同研究課題として設定して、第二次世界大戦直後の日本社会の変容を解明したが、そのさい「戦後改革」の規定要因として、戦前・戦中の日本社会の構造変化があることを認識するにいたった。こうして「戦後改革」の研究は、歴史的に遂行してそのまへの段階の日本社会を究明する作業へと、私たちを誘ったのである。この意味で、本書は私たちにとっては、「戦後改革」の継続作業にはかならない。もっとも「戦後改革」は、主として日本社会を研究対象としたのに反し、本書での私たちの研究関心は、日本はもちろんのこと、ひろく世界にむけられている。とりあつかわれた諸国はかざられているが、全体として国際的、比較的研究といえるようなものにしようと努めた。また「戦後改革」は、占領体制を中心として比較的にみじかい時期に的をしぼりえたが、本書では、第一次大戦から第二次大戦におよぶ「戦間期」と称される比較的ながい時期がとりあつかわれている。

私たちが「戦間期」に着目したのは、まさにこの時期にみられる政治・経済・社会および法律の構造的な変化が、

現代の政治、経済、社会体制の特質を刻印づけたと考えるからである。「戦間期」のうち、とくに私たちは、「ファシズム」期と呼ぶ時代を重視した。それは、イタリアでファシズム運動が本格的に展開する一九二〇年代後半から、ドイツにおいてナチズムが支配しえた一九四〇年代前半までの時期をさす。この時期に焦点を合わせることによって、ドイツ、イタリアのように典型的な「ファシズム」体制をとった社会と、イギリス、アメリカ、フランスのごとく「ファシズム」体制をとらずにすませた社会とを意識して対比しようと考えたのである。すなわち、「ファシズム」を念頭におきながら、「戦間期」の構造変化を明らかにしようとした。

周知のように「ファシズム」をどのように概念設定するかをめぐって、論議がわかれており、いまだ学問上の定説はない。本書においては、現代歴史学の成果をふまえて、「ファシズム」分析をおこなう諸論文を収めているのはもちろんであるが、全体として「ファシズム」そのものの研究を目標としているわけではなく、したがって特定の「ファシズム」理解を提示しようとするものでもない。むしろ、「ファシズム」というきわ立った特徴をもつ社会体制を生み、かつ、包含したところの時代背景を、より広く国際的、比較的な視角から解明し、それらが現代とどこでどのようにつながっているか、いないかを、考察しようとするものである。

このような研究を推進するには、本研究所の現有スタッフをもってしては不十分である。とくに歴史学や政治学の分野において、所外からの多くの研究者の参加・協力をまたなければならなかった。このような共同研究組織を組むことによって、私たちは、あの独特な時期に諸国にみられた社会諸現象を、たんに個別に摘示するにとどまらず、それらを構造的な相互連関のもとにとらえようと試みたのである。

八巻の篇別構成は以下のとおりである。1『昭和恐慌』、2『戦時日本経済』、3『ナチス経済とニューディール』、4『戦時日本の法体制』、5『ヨーロッパの法体制』、6『運動と抵抗上』、7『運動と抵抗中』、8『運動と抵抗下』。

本研究の発足から成果刊行にいたるまでの間、多くの機関、個人から貴重な御協力をいただいた。文部省からは特定研究費および科学研究費の交付をつうじて財政上の支援を受けた。調査に際してはたくさんの方々から資料の提供等にこころよく応じてくださった。また、所外の研究者多数が、あるいは執筆者として参加され、あるいは研究会での発言をつうじて適切な方向づけを与えてくださった。これらのことなしには、このような規模の共同研究を遂行することはとうていできなかったであらう。

最後に、本書の刊行を引きうけて下さり煩瑣な労を惜しまれなかった東京大学出版会の諸氏に心から謝意を表したい。

一九七八年二月

東京大学社会科学研究所長 石 田 雄

はしがき

本巻は、共同研究『ファシズム期の国家と社会』のうちで、日本の法体制の分析をねらいとした諸論文から構成されている。すでに刊行された第五巻『ヨーロッパの法体制』の姉妹篇にあたる。どちらも、「ファシズム」期に現われた法体制（あるいは法現象や法理論）を、法学の観点からとりあげたものである。もともと、『ヨーロッパの法体制』のばあいには、研究対象が多岐にわたるものであったために、これを総括することをあえて試みず、むしろ個別の特殊研究成果をとりまとめる形式に徹底したのにたいし、研究対象を「戦時日本」にしばった本巻のばあいには、なにほどか全体を概観し総括を試みる配慮がはたらいっている。それは、渡辺洋三の執筆した第一章「日本ファシズム法体制・総論」に端的に現われているとおりである。また、極東裁判資料という特別な素材に依拠したものとはいえ、戦時法体制の中枢部分に焦点を合わせた利谷信義の第二章「極東裁判に現われた日本の戦時法体制」も、見方によれば、総論的な仕事ともいえよう。

「戦時日本」について、そしてまた、その「法体制」について、可能なかぎり共通のイメージをもとうと、執筆者らは相当な回数にわたり討議をかわした。けれども、意見を共有しうる範囲が非常に広いものであったとはいえないのは、ことがらの性質上やむをえないことであつたらう。

もし一冊の書物にとりまとめるにあたって、「戦時日本の法体制」を体系的に過不足なく概観することを意図したのであつたならば、その構成も内容も（そして、たぶん執筆者の顔ぶれも）、本巻とはずいぶんちがったものになっ

ていたはずである。本巻はしかし、主題についての体系的な概観書たることを当初から目的としなかった。したがって、たとえば、「戦時日本の法体制」の重要な一翼をになう治安法体制を、治安維持法、治安警察法、新聞紙法、出版法などなどの実定法からなるシステムとして提示するような論文は、おかれていない。おなじことはまた、経済統制法についてもいえる。国家総動員法を基軸として展開した統制経済法は、うたがいのもなく「戦時日本の法体制」の特徴を表現するものであったが、本巻ではその全貌を教科書ふうに概説してみせる論文もふくまれていない。

ここでは、「戦時日本の法体制」の基本的な要素と考えられるものにつき、各執筆者が現在の問題関心に即して自由に議論を展開するという方法がとられている。この結果、たとえば、治安維持法については、渡辺治の第三章「ファシズム期の宗教統制——治安維持法の宗教団体への発動をめぐって——」のほかに、奥平康弘の第四章「治安維持法における予防拘禁——その成立についての準備的考察——」と、二論文が収録されており、どちらも、対象を異にしながら、ある時期における治安維持法の変化と、変化を規定する治安維持法の本質の究明を試みている。ふたつながら、治安維持法の特種研究だが、こういう作業は、ようやく緒についた治安維持法研究が辿らなければならない過程にあるものと考えられる。

さて治安法体制のばあいには、戦前と戦後の連続性、一貫性は——しばしば実践の領域で安易に語られる傾向があるが——理論のうえでは簡単に認めがたい。これにたいし、経済法にあっては、戦前と戦後のつながりが、大いに問題になる法分野である。本間重紀の第五章「戦時国家独占資本主義の法体制」は、このような問題意識を背景におきながら、副題がしめすように、戦時下の公権力的な企業統制法体制の法制度的・構造的な分析とそれが果たした歴史的役割や本質を究明している。戦時下の経済法理論は、経済法をもって資本主義法を「超越」するものと理解し、「市民法から経済法へ」と唱えた。このような理論が成立した根拠をさぐるとともに、この理論にもかかわらず、戦

時経済法が、まぎれもなく資本主義法でありつづけたことを実証しようとした論文である。

小田中聰樹の第六章「戦時刑事手続の特質——その形成と展開——」は、「日本ファシズムによる人権抑圧の中枢装置をなした戦時刑事手続の特質の分析を課題」としたものである。人権抑圧の手続法を考察対象としたこれは、治安立法をあつかう仕事であるがゆえに、むしろ第三章、第四章などと合わせて一まとめにすべきであったかもしれない。この論文は、戦時刑事手続にかかわる法現象全体を、その準備・生成・形成・確立の歴史全過程において把握しようとする歴大な研究の一環である。ここでは副題が示唆する歴史的な限定のもとに、法制度的な現象に限った分析がおこなわれている。それにしても、たんに刑事手続法の考察にとどまらず、人権抑圧法体系を概観して網羅的・包括的である。

松井芳郎の第七章「日本軍国主義の国際法論——「満州事変」におけるその形成——」は、日本軍国主義の对外侵略を正当化した国際法論に検討のメスをくわえることが——これまでほとんどまったくなされていないだけに——こんごの日本の国際法学の発展のためには不可避である、という観点から、さしあたりまず「満州事変」期に限定して考究するものである。ナチスの国際法理論と対比させながら、わがほうの国際法理論が伝統的な国際法に固執した保守的・反動的な性格のものでしかなかったことが明らかにされている。しかもなお、その理論には同時に、伝統的な国際法にとっては破壊的な「大東亜国際法論」への萌芽があることも指摘されている。

順序をもとして、第一章に言及しよう。これはまず、「ファシズム」期の法体制は、日本の近・現代史のうえで、どのような特徴をもつものであるかを、これまでの研究成果を整理して検討をくわえている。この時期は、一般に「法体制崩壊期」として特徴づけられてきたが、なにが一体、どのように「崩壊」した、と考えられるのか。これについての所説が厳格に検討されているが、これによって読者は指標がもつ複雑な性格を理解しうるだろう。「崩壊期」

説に対抗して、「ファシズム」期を国家独占資本主義が形成された時期ととらえ、むしろ戦後の法体制の展開を準備し形成したものと特徴づける「形成」説がある。「崩壊」か「形成」かを、二者択一的に論ずべきものではなく、諸説の成立をうながした要因を、その内的な連関においてとらえるべきであろうという観点から、つぎに、具体的に実定諸法の展開の諸相を「総論」にふさわしい形で叙述している。読者は、この第一章により、日本の戦時法体制を成り立たしめた基本的な法制の全貌を理解することができるであろう。それとともに、本章で提示される「日本ファシズム」論を、さらに一層検討したい意欲を感じることにちがいない。

第二章は、極東裁判の立法段階における検察官側の主張を紹介する方法をとって、戦前日本の統治構造の組織と機能とを分析している。広い意味での憲法体制の考察といえよう。しかし極東裁判は、所詮、「戦争裁判」であったのだから、そこに提示された資料自体、一定のゆがみがあるのを軽視することはできない——天皇の責任追及がうやむやにされているのは、その現われの一つである、と指摘されている。ゆがみを自覚的に認識しながら、極東裁判を「戦後民主化」につなげて考察する必要があるようである。

一九七九年一月

奥 平 康 弘

目次

刊行にあたって

石田 雄

はしがき

奥平 康弘

第一章 日本ファシズム法体制・総論

渡辺 洋三

一 日本近・現代法史上の理論的位置づけ

三

崩壊説／形成説／小括

二 時期区分

一六

四つの時期の分類／法学上の時期区分についての特質／年表の項目の整理

三 ファシズム法の展開

三

前史および第一期／第二期／第三期／第四期

四 若干の理論的整理

壹

第二章 極東裁判に現われた日本の戦時法体制

利谷 信義

一 はじめに

一七

第三章

ファシズム期の宗教統制

渡 辺 治

二	日本の政府組織の分析	七
三	日本の統治構造の特質／憲法外の国憲的団体と官職／帝国憲法と憲法的諸機関／戦時体制 日本の政府組織の機能分析	七
四	政府機能の分離・抵触・間隙の探究／憲法外の団体の分析 戦争準備に関する分析	一〇
五	国民に関する戦争準備体制の分析／生産と財政、陸海軍備の準備の分析 結びに代えて	一〇六

一	課題と視角	一一
---	-------	----

二	第二次大本教事件	一一五
---	----------	-----

——治安維持法の登場——

大本検査の動因——類似宗教団体規制のモデルケース／治安維持法の動員——一網打尽の
法的武器をもとめて／結社禁止処分の発動

三	ひとのみち教団事件	一二六
---	-----------	-----

——ファシズム期の宗教統制における不敬罪の役割——

ひとのみち型教団と不敬罪／「類似宗教」概念の変容

四	天理本道事件	一二六
---	--------	-----

——天理教の転向強要——

天理本道事件の役割／天理教団に対する「転向」の強要

五 燈台社事件

——ファシズム期の宗教団体政策の確立——

公認教団統制をめぐる諸官庁の競合／燈台社への治安維持法の発動

六 結びにかえて

——宗教団体の成立と治安維持法の改正——

第四章

治安維持法における予防拘禁

——その成立についての準備的考察——

奥平 康弘

一 本稿の対象と問題の意味

二 予防拘禁制度創設の試み

——一九三四年治安維持法改正法案をめぐる論議——

成立過程の概観／三四年法案における予防拘禁構想／法案にたいする議会の審議／法案審議の結末とその意味

三 比較法的な正当化の試みとその検討

保安処分への期待／外国立法例の強調／外国法制の若干の検討／「予戒処分理論」の試み
思想犯あるいは確信犯の概念およびその処遇をめぐる……

争点たるべきことから／思想犯・政治犯の概念／「確信犯」論争／既定方針としての思想犯「教化」問題／政治犯にたいし保安処分を否定する思想的伝統

五 むすびにかえて

第五章 戦時国家独占資本主義の法体制

本間重紀

——戦時企業統制に限定して——

はじめに.....三二

一 戦時経済計画と企業統制（その1）.....三三

——生産力拡充計画と生産統制——

問題の提起／事業法等の内容と特徴／生産力拡充計画と事業法／小括

二 戦時経済計画と企業統制（その2）.....三九

——特殊会社法——

問題の提起／戦時特殊法人の所有と経営／戦時特殊法人と経済計画／小括

三 戦時企業統制の歴史的役割.....四四

——経済計画と財政制度——

問題の提起／工場管理制度と特別会計／特殊法人と特別会計／企業整備

おわりに——総括にかえて.....五六

第六章 戦時刑事手続の特質

小田中聡樹

——その形成と展開——

まえがき.....五六

一 戦時刑事手続の形成過程（後期）.....五九

概観／司法制度改革の動き／在野法曹の司法制度改革の動き／裁判統制と裁判官への思想
攻勢

二	戦時刑事手続の確立・展開過程	三五
---	----------------	----

概観／司法新体制の理念と運動／戦時刑事手続の確立／戦時刑事手続の展開／戦時刑事手続の再編と崩壊／戦時刑事手続の特質と歴史的意義——むすびに代えて

第七章 日本軍国主義の国際法論

——「満州事変」におけるその形成——

松井芳郎

一	はじめに	三六
二	ヴェルサイユ体制とナチス国際法論	三六
	ナチス国際法論のヴェルサイユ体制批判／ヨーロッパ支配の要求とナチス国際法論	
三	ワシントン体制と日本	三七
	連盟規約・不戦条約と日本／日中関係の国際法論	
四	「満州事変」と自衛権論	三八
	日本による自衛権論の展開／国際社会の対応	
五	「満州国」をめぐる国際法論	三九
	「満州国」の承認／国際連盟と「満州国」	
六	結びにかえて	四〇

ファシズム期の国家と社会

4

戦時日本の法体制

